

明日香まるごと共通券システム構築業務委託 仕様書

1 業務名

令和5年度 第410号 明日香まるごと共通券システム構築業務委託

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日

3 業務目的

来訪者の利便性向上による文化観光の推進と、共通券によるオーバーツーリズム対策の仕組みを創出するため、有料観光施設や公共交通機関、村内事業者等と連携して作成する明日香周遊バスフリー乗車券や施設入場共通券のデジタル化及び電子媒体により一体的に販売できるシステムを構築する。本システムは、来訪のための公共交通による乗換案内や、多言語に対応したものである。

4 業務内容

(1) デジタルチケットの制作

- ア 明日香周遊バスフリー乗車券（1日・2日券）のデジタルチケット制作
- イ 施設入場券のデジタルチケット制作
- ウ 上記アとイのセット券の制作

(2) デジタルチケットの販売アプリケーション（以下「アプリ」という）の構築

- ア 運用に必要なアプリの設計・開発・テスト・公開時コンテンツの登録作業等、導入に係る一切を含む。
- イ 公開後、ページ数・閲覧数が上昇した場合でも別途費用を必要としない構成とすること。
- ウ 明日香まるごと共通券専用の販売ページを設けること。
- エ アプリは、AppStore、GooglePlayに登録されているものとし、公開時のOS最新バージョンに対応できること。
- オ 購入者の支払いについてはクレジットカード決済やQRコード決済、その他主要なデジタル決済手段に対応できること。
- カ インバウンド対応において5か国語（日本語・英語・繁体語・簡体語・韓国語）以上の言語対応が出来ること。
- キ 利用時における各施設等で券種毎のチケットの利用確認機能、及び、精算に必要な施設・券種毎の利用数を集計・通知するための機能を有していること。
- ク チケット利用時において不正が防止できる機能を有していること。

ケ 公開後、多様な販売券種の増減に対応できるアプリであること。

コ アプリの要件については、以下の要件一覧表も参照とすること。

1 アプリ機能要件		
項目		内容
1 サービス概要	1	アプリの簡単な利用方法を確認できること。
	2	アプリのバージョンを確認できること。
	3	アプリに関する問い合わせ先を確認できること。
2 経路検索 ・地図機能	1	明日香村の地図を表示し、域内の施設（観光地・飲食店・バス停・宿泊施設など）を示せること。
	2	利用者が目的地までの移動手段や経路・金額を調べられる経路検索サービスを有し、明日香村までのアクセスがわかりやすいこと。
	3	必要に応じて他の交通モード等と連携できるような汎用性を有すること。

2 チケット機能要件		
項目		内容
1 機能概要	1	1台のスマートフォン等で同行者の複数枚のチケットが購入・利用できること。
	2	ユーザーの利便性を考え、チケット購入時の決済手段は、各種クレジットカードに加え、QRコード決済等豊富な決済手段から選択して利用できること。
	3	通信状況に寄らず、安定してチケットの利用ができるよう対策ができていていること。
	4	チケット購入後、機種変更した際でも、チケットが引き継げること。
	5	将来的に、認証機を用いた運用にも対応できること。
	6	運行がない特定期間が生じた場合、その期間だけ、チケットを利用開始できないよう制御できること。
	7	チケットのコピーによる不正利用防止対策ができること。
	8	利用期間が終了したチケットを非表示にできること。
	9	利用者からの問い合わせを受ける体制があること。

3 管理機能要件		
項目		内容
1 管理機能全般	1	管理画面へは、インターネットに接続できるパソコンからアクセスができること。
	2	管理画面へログインをするためのアカウントは、村側で自由に作成できること。
	3	ブラウザを使用し、村のPC端末から、ID、パスワード認証でログインできること。
2 分析機能	1	管理画面で、チケットの売上・利用状況が確認できること。
	2	管理画面で、チケットの利用者の分析が可能であること。
	3	管理画面で、利用者の移動情報の分析が閲覧可能であること。
	4	必要なデータを管理画面からCSV出力できること。

(3) アプリの公開、運用・保守・問い合わせ対応業務

- ア アプリは令和6年3月から運用開始ができること。
- イ 運用開始に係る手続きの一切を行うこと。
- ウ アプリの公開に必要なサーバーは受託者データセンターに置くものとし、これに必要なとなる運用環境の構築、公開後の維持管理及び保守等の一切を含むものとする。
- エ 情報セキュリティ対策を講じ、問題発生時には即座の対応を行うこと。
- オ システム障害への対応、デジタルチケットの購入及び使用方法等に関する利用者・施設からの問い合わせに対し、アプリ公開が終了するまで対応できる体制や仕組みがあること。

(4) 利用促進

- ア 利用促進及びアプリ取得方法の周知を検討すること。
- イ 上記の利用促進ツール（12,000部）を作成し、納品すること。
- ウ ブラウザからの誘導も対応可能なシステムとすること。

(5) データ取得、データ分析

- ア 利用者の購入や利用の場所及び利用数等のデータを必要に応じ提供すること。
- イ 利用分析データを必要に応じ提供できること。

(6) 売上金の収納及び手数料の精算

- ア 売上金の精算及び収納は、毎月行うこと。
- イ 精算方法等については委託者と協議すること。

5 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、村と協議の上「作業計画書」を作成し、提出するものとする。

6 打合せ

受託者は、本業務の実施において、村や関係機関と適宜打合せを行い業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打合せの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

7 業務管理

受託者は、業務を円滑に遂行するため、経験を有する者を担当者に配置しなければならない。

8 成果品

- (1) システム一式
- (2) マニュアル一式 (サービス説明書)
- (3) 販促ツールデザイン等一式

9 納入場所

明日香村役場総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋21番地

10 その他

- (1) アプリ構築に係る調査・データ収集等の費用は委託料に含む。
- (2) サービス提供方式は、データセンター及びクライアントアプリでアプリケーション・サービスを提供することとし、本村のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。
- (3) 受託者は、公開時のアプリのコンテンツをあらかじめアプリケーション・サービスに登録するものとする。
- (4) システム構築に必要な情報で、地図情報は受託者自らが取得し、その他本村に関わる情報は、本村公式ウェブサイト等から取得、もしくは本村が指定する方法で提供する。
- (5) 本業務を進めるにあたり、甲と詳細な調整を行い、承認を受けて作業を進めなければならない。
- (6) 本仕様書に記載なき事項であっても、業務上当然必要とするものについてはこれを満たさなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙その都度協議して定めるものとする。